

事業申請にあたっての留意点等

1 交付対象事業について

(1) 「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」について

対象：平成 15 年 9 月 1 日以降に合併した市町村区域内に係る事業

なお、合併前であっても合併構想により構想対象市町村に位置づけられた市町村区域内の事業もこの区分の対象とします。また、事業主体は、市町村、公共的団体等のいずれも対象です。

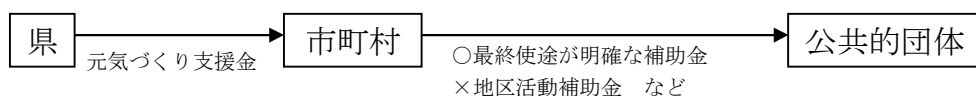
(2) 「地域協働の推進に関する事業」について

当該事業自体には協働性は認められないものの、結果として地域協働を促すこととなる事業が対象です。なお、「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」の同様の事業も対象となります。その他の区分に該当する事業は、事業実施段階で地域（住民）協働が備わっていることが必要です。

(3) 市町村が公共的団体等に行う間接補助について

最終用途の内容が明確な間接補助事業のみを対象とします。

ただし、元気づくり支援金と同様の主旨で市町村が実施する総合補助事業は対象外とするほか、内容を特定せず枠的に公共的団体等に補助する経費については、対象外となります。（例えば、〇〇地区活動補助金 など）



(4) 市町村が公共的団体等に行う委託事業について

市町村が公共的団体等に委託する事業も従来どおり対象とします。

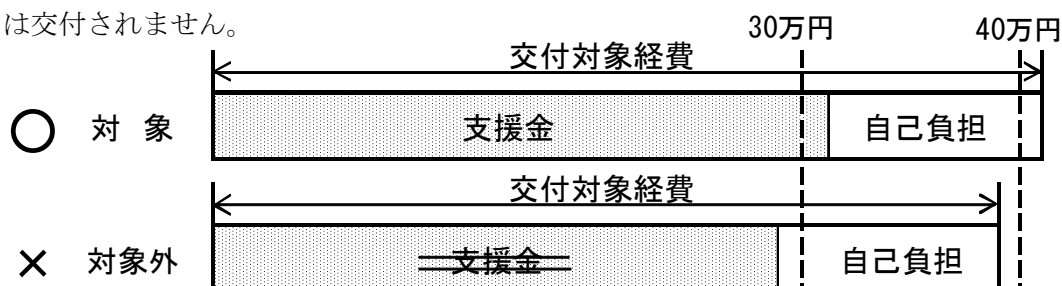
2 補助限度額について

支援金の対象事業を補助額 30 万円以上としています。補助額が 30 万円を下回ると支援金の対象外となりますので、計画を立てる際には十分ご注意ください。

また、実績で補助額が 30 万円を下回る場合は、原則として交付決定が取り消しとなりますので、計画を立てる際には事業費をしっかりと見積っていただくとともに、事業実施にあたっては計画に沿って実施するようご留意願います。

なお、交付決定後に補助額が 30 万円を下回る場合は、速やかに、所轄地域振興局へ相談してください。

例：補助率 3 / 4 のソフト事業の場合、事業費（交付対象経費）が 40 万円未満の事業は、支援金は交付されません。



3 重点的に推進するテーマの設定について

(1) 県全域で重点的に推進するテーマ

平成 31 年度の県全域で重点的に推進するテーマとして、以下の 2 項目を設定し、その推進のため補助率をかさ上げします。

<平成 31 年度 県全域 重点テーマ> (原則テーマ設定から 3 年間)

- ① 信州子どもカフェの推進 (H30～32)
(高齢者、障がい者なども集える場の創出を伴うものを含む)
- ② 信州 ACE プロジェクトの推進 (H29～31)

【テーマの該当性】

※ 重点テーマに該当するか否か判断するための目安は次のとおり。なお、重点テーマに該当しない場合でも、採択することを妨げるものではない。

| 区 分 | 判 断 の 目 安 |
|--|--|
| ①信州子ども カフェの推 進 (高齢者、障が い者なども集 える場の創出 を伴うもの を含む) (H30～32) | ① 事業目的 帰宅後ひとりで過ごすことが多い子どもに対して、家庭の補完機能を持つ居場所づくりの促進を目的としていること。 ② 事業内容 ・「学習支援」や「食事提供」を核として「悩み相談」等の複数の機能や役割を持つ居場所づくり(信州子どもカフェ)であること。 ・様々な視点から地域住民等が主体的・自主的に実施する信州子どもカフェを目指した子どもの居場所づくりの促進を図る事業であること。(居場所づくりの担い手育成、居場所に関心のある関係者の学びの場づくりを含む。) ③ 事業効果 地域との協働性や地域への広がりなどの効果的な居場所づくりの促進が見込まれること。 |
| ②信州 ACE プロジェクトの推進 (H29～31) | ① 事業目的 生活習慣病予防に効果のある Action(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)に取り組む <u>ことで健康増進を図る県民運動「信州 ACE(エース)プロジェクト」を推進する取組のうち、以下に掲げる取組により、対象者の健康増進を図る。</u> ② 事業内容 ア <u>若い世代の食生活の改善</u> <u>若い世代(高校生、20～30 歳代)の食生活の改善を目的とする、食生活改善推進員等の健康ボランティアや栄養士会などが実施する取組</u> <u>(市町村と健康ボランティアや栄養士会等との協働事業も可)</u> イ <u>フレイル(※) 予防</u> <u>地域住民を対象に市町村や NPO が開催する、高齢者のフレイル予防の必要性を理解し、実践するための学習会等</u> <u>(市町村が実施または委託している介護予防を目的とした事業は対象外)</u> <u>(※ フレイル…加齢とともに筋力や認知機能等が低下し、生活機能障害・要介護状態などの危険性が高くなった状態)</u> ウ <u>健康経営</u> <u>商工会、商工会議所、業界団体等が実施主体となって、傘下の中小企業を中心に複数の企業が参加して実施する健康経営の取組</u> エ <u>健康ポイント(※)</u> <u>市町村が新たに実施する一定年齢以上の全ての住民を対象とした取組で、以下のいずれかに該当するもの</u> <u>✓地域の農協や商工団体、社協、消防団等、多様な団体と連携すること</u> |

| | |
|--|---|
| | <p>✓社会参加、地域貢献活動もポイント付与の対象とすること</p> <p>(※ 健康ポイント…市町村が住民に対して健康づくりの取組を促すため、対象となる取組を行った住民に対してポイントを付与し、貯めたポイントに応じてメリットを提供する事業)</p> <p>③ 事業効果 上記②の取組により、対象者の健康増進効果が期待できること。</p> |
|--|---|

(2) 地域ごとに重点的に推進するテーマ

県全域で重点的に推進するテーマに加え、地域特有の課題解決に向け、重点テーマを地域ごとにも設定し、その推進のため補助率をかさ上げします。

<平成 31 年度 北信地域 重点テーマ>

- ① 県内高等教育機関の知の活用 (H30～32) **(原則テーマ設定から3年間)**
- ② 子育ての支援や地域の歴史・文化・産業等の学びの推進
- ③ 若者定着のための就業支援・産業創出
- ④ 一人多役等ライフスタイルの発信と移住・交流・まち（むら）づくり
- ⑤ 雪対策と利雪の推進
- ⑥ 医療・公共交通等の生活基盤の整備（生活の足（地域交通）の確保・充実含む）
- ⑦ 通年型の広域観光の推進
- ⑧ 農産物の生産・販売の強化と魅力の発信

【テーマの該当性】

- ※ 重点テーマに該当するか否か判断するための目安は次のとおり。
なお、重点テーマに該当しない場合でも、採択することを妨げるものではない。

| 区 分 | 判 断 の 目 安 |
|-------------------------------------|---|
| <p>① 県内高等教育機関の知の活用 (H30～32)</p> | <p>①事業目的 ・ 県内高等教育機関（大学、短大、専門学校等）の知の活用による地域の課題解決を目的としていること。</p> <p>②事業内容 ・ 県内高等教育機関と市町村又は団体等が連携した事業であること。 ・ かつ当該高等教育機関の学生の参画がある事業であること。</p> <p>③事業効果 ・ 地域における高等教育機関の存在感を高め、高等教育機関を核とした地域づくりの促進が期待できること。 ・ 学生の参画により、地域における世代間交流が促進され、学生にとっての学びの支援になるとともに、地域の活性化が期待できること。</p> |
| <p>② 子育ての支援や地域の歴史・文化・産業等の学びの推進</p> | <p>①事業目的 ・ 地域全体で子育てをする機運の醸成をはかり、歴史や文化に触れることで、地域の絆の中で郷土愛にあふれた子どもを育む</p> <p>②事業内容（例示） ・ 子どもを地域全体で育てる機運を醸成し、推進する事業 ・ 様々な困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組む事業 ・ ふるさとの自然や文化の探求的な学びを体験・推進する事業 ・ 歴史・文化をめぐる周遊ルートづくりを推進する事業</p> <p>③事業効果 ・ 次世代を担う子どもを地域全体で育て、地域の歴史や文化を学び合うことで、地域への愛着がわき、郷土愛にあふれた子どもを育むことが期待できる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>③若者定着のための就業支援・産業創出</p> | <p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光産業や食品産業等の地域の特性を生かした分野に加え、ICT等の成長期待分野への支援により、若者の働く場を創出し、定着を図る <p>②事業内容（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生等若者の就労体験を推進・発信し、特に地域産業の人手不足の解消（若者と企業のマッチング）を促進する事業 ・魅力ある商品やサービスの開発・販路開拓など地域の活性化につながる事業 ・その他、若者の定着のための就業支援・産業創出に寄与する事業 ・農福連携等、障がい者の就労の場を拡大し、自立と社会参加を促す事業 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用や就業、起業等多様なライフスタイルに応じた働き方が認知・促進されることにより、若者の定着や安定的な雇用の場の創出が期待できる。 |
| <p>④一人多役等ライフスタイルの発信と移住・交流・まち（むら）づくり</p> | <p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なライフスタイルと雪国ならではの魅力的な暮らしを発信することで移住者を増やす <p>②事業内容（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏雇用×冬雇用など、一人多役のライフスタイル・働き方を発信・推進する事業 ・都市と農村の交流を推進・発信する事業 ・その他、移住（体験）、移住者へのサポート（定住対策）の促進 交流人口の増加に資する事業 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人生を楽しむことができる魅力的な地域への移住・定住・交流人口の増加が期待できる。 |
| <p>⑤雪対策と利雪の推進</p> | <p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅除雪の支援や克雪住宅の普及により、雪に負けない地域づくりを進めると同時に、資源としての雪の利活用や発信を促進する <p>②事業内容（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の雪囲いや市町村と連携した除雪の安全対策講習会の実施、除雪困難者への除雪を支援する事業 ・雪遊びやかまくら村など、雪国暮らしの知恵を学び、雪を楽しむ暮らしを体験・発信する事業 ・雪室熟成や雪中貯蔵による高付加価値化に取り組む事業 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雪国であっても安心して生活できる体制づくりと雪国暮らしの知恵を学び、雪を楽しむ暮らしづくりの推進が期待できる。 |
| <p>⑥医療・公共交通等の生活基盤の整備（生活の足（地域交通）の確保・充実含む）</p> | <p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療の充実、健康づくりの推進 ・暮らしを支える地域間交通の構築を目的としていること。 ※地域間交通とは…複数の市町村をまたぐ路線のことをいう。 <p>②事業内容（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防や減塩等による食生活の改善など健康づくりを推進する事業 ・通院、買い物弱者解消のため、市町村域を超えた、より効率的な公共交通システムを構築する事業 ・市町村間を結ぶ公共交通路線の構築（路線構築後の利用促進等を含む）を図る事業であること。（既存路線の利用促進等は対象外） <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が相互に支え合い、雪国であっても健康で安心して住むことができる社会が形成されることが期待できる。 ・地域基幹病院への通院や通学、大規模商業施設など、地域住民の居住する市町村を越えた移動を効率化することにより、利用者の拡大や利便性の向上が期待できること。 |

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>⑦ 通年型の広域観光の推進</p> | <p>①事業目的 ・信越自然郷等通年型広域観光の推進による稼げる観光地域づくり 観光人材の確保・育成</p> <p>②事業内容（例示） ・アウトドア観光の充実など、グリーンシーズンの誘客を促進する事業 ・「信越自然郷」等、広域連携による観光振興を推進する事業 ・インバウンドへの対応や冬場の観光産業等の労働力不足の解消等観光人材を確保・育成する事業 ・周遊・体験型観光など観光二次交通を整備・促進する事業 ・「食」や「食文化」をテーマにした観光事業</p> <p>③事業効果 ・観光資源の充実により稼げる通年型の観光地域としての価値を高めることが期待できる。</p> |
| <p>⑧ 農産物の生産・販売の強化と魅力の発信</p> | <p>①事業目的 ・強みのある農産物の生産・販売、魅力の共有・発信、地消地産の推進</p> <p>②事業内容（例示） ・強みのある農産物の生産・販売、魅力を共有・発信する事業 ・地消地産を推進する事業 ・農繁期の労働力を補うための体制構築を推進する事業 ・地域食材の価値をさらに高め、その魅力を地域外に発信する事業</p> <p>③事業効果 ・強みのある農産物や地域資源の認知度・付加価値を向上させることにより、地域や農業に誇りを持って取り組むことが期待できる。</p> |

4 交付対象経費について

(1) 食糧費について

食糧費については、原則対象外としていますが、事業目的に照らして事業実施に不可欠で、かつ必要最小限の食材費については認められる場合がありますので、地域振興局に御相談ください。

| | |
|---------|--------------------------|
| 対象となる例 | ・食育事業、郷土料理教室、そば打ち教室の原材料費 |
| 対象外となる例 | ・イベントにおける無料配布、販売の原材料費 |

(2) 人件費について

地域住民の労務の提供に対し支払う謝金は、名称のいかんを問わず、「人件費」に該当するものであり、対象外経費となります。

ただし、例えば、植栽事業において重機作業が必要であり、地域住民の中に重機のオペレーターがいて、作業内容に応じて労務費の積算が適正になされ、個人事業者として請負と同様の形態で事業主体と契約を締結している場合などについては、この限りではありません。

また、草刈りなどの地域住民の協働作業に関して障害保険等を掛ける場合がありますが、人件費同様に対象外経費として扱います。

なお、例えば、子供がノミヤのこぎりを使用する「親子ものづくり講座事業」などにおいて、受講者に対する傷害保険等はこの限りではありません。

(3) 調査研究や計画作成について

事業効果を直接に生み出さない調査研究や計画作成については、対象外経費とします。ただし、調査研究や計画作成の結果等と密接な関連付けがあり、事業効果を創出する事業が併せて行われる場合は、この限りではありません。

(4) 特定財源の扱いについて

事業の継続性の観点から、自己財源の確保に向けたインセンティブとして、公共的団体等の事業については、対象事業費に事業収入、市町村・民間補助金、負担金等の特定財源を算入することとしています。なお、市町村事業は、対象経費から特定財源を控除します。

例：事業実施に係る経費 120 万円、補助率 3 / 4 のソフト事業で、20 万円の事業収入がある場合の支援金額の算出

(単位: 万円)

| | | | |
|------------|-------------------------------|------------|------------|
| | ← 交付対象経費 120 → | | |
| 公共的 団体等 | 支援金額 $120 \times 3/4 = 90$ | 自己 負担 | 事業収入 20 |
| | ← 交付対象経費 100 → | | 対象外 |
| 市町村 | 支援金額 $100 \times 3/4 = 75$ | 自己負担 25 | 事業収入 20 |

※ 支援金額 = 交付対象経費 × 補助率

5 広報表示について

地域住民の皆様に対して、支援金活用事業を幅広く周知するために、支援金により取得（作成）した施設・設備、機材・物品及び印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示していただく必要があります。

なお、広報表示に要する経費については、対象経費に含めることができます。

(1) 表示内容

表示にあたっては必ず、「長野県 地域発 元気づくり支援金」を入れること。

例：「平成〇年度 長野県地域発元気づくり支援金により整備しました。」

「長野県地域発元気づくり支援金活用事業」

(2) 表示にあたっての注意事項

- ① 原則、ペイントする等、取りはずし等が容易にできない方法で表示すること。
ただし、表示物が多い場合等必要に応じ、ラベルライターのシール等も可能とする。
- ② 表示する場所は、表示効果が十分認められるところとすること。
- ③ 表示の大きさは、視認でき、表示効果が認められる大きさとする。
- ④ 実績報告書には、広報表示がわかるように撮影された写真を添付すること。

(3) 表示の具体例

| 事業例 | 表示方法等 |
|-------------------|-------------------|
| 公園、花壇、遊歩道等 | 立て看板等に表示 |
| 草刈り機、薪割り機、工具等の機材等 | 見える場所に表示（工具箱等でも可） |
| パンフレット、冊子等の印刷物 | 表紙や裏表紙等の余白に表示 |
| シンポジウム、講習会等の催事 | プログラムやタイトル看板等に表示 |

6 会計処理

元気づくり支援金は皆様の貴重な税金をもとに実施している補助金であり、事業の実施には適正な執行が求められており、かつ、そのチェックが必要不可欠です。

つきましては、より適正な執行管理を進めていくため、次の事項を遵守してください。

(1) 会計責任者について

支援金交付申請書（別記様式第3号）については、下記専用口座に係る内容の記載と併せて、会計責任者を明記してください。（団体の規模等に応じて、代表者と会計責任者が兼務となることもやむを得ないものとして取り扱います。）

(2) 専用口座の開設について

団体の通常の活動経費と支援金活用事業の経費つきましては、明確に分けて管理をしていただく必要があることから、地域づくり団体等の公共的団体にあつては、支援金活用事業に係る専用の口座を開設してください。

支援金は事業実施後にこの口座に振り込まれますが、事業にかかる自己資金（メンバーの立て替え含む）の管理も、可能な限りこの口座を利用してください。

(3) 補助簿の作成について

会計関係書類の不備を防ぐため、収入支出の明細等を記録した補助簿を作成してください。記録した内容については、必ず代表者、会計責任者以外の者が確認するようにしてください。

補助簿は、参考様式（80、81頁参照）を可能な限り活用してください。なお、詳細版を活用して整理しておくこと、実績報告の作成が簡便になります。

また、領収書等の証拠書類は補助簿の番号と合わせてA4版の台紙に貼付して、整理してください。

※支援金の算出にあたり、特定財源となる収入額を確認する必要があるため、補助簿等には事業に係る収入も記載してください。

(4) 契約方法について

補助金交付要綱では、契約は原則競争入札としていますが、独自の会計規程を持たない公共的団体等については、県の財務規則に準じて、次のとおり行ってください。

| | |
|--------|------|
| 2万円未満 | 見積不要 |
| 10万円未満 | 1者見積 |
| 10万円以上 | 複数見積 |

7 その他

(1) 国・県等の助成制度との重複受給の禁止

地域発元気づくり支援金交付要綱第3の2（交付対象外事業）に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても取り消しとなります。事業計画申請段階から重複申請とならないようご留意願います。

なお、市町村の補助や民間の助成（例：「長野県みらいベース」の助成）については、支援金と併せて受けられますが、その額によっては、支援金額の算出に影響する場合がありますので、ご注意ください。

(2) 事業によって建設した建築物の登記について

事業によって、登記すべき建物を建築した場合、表示及び所有権保存の登記を行ってください。また、このような事業の場合、申請団体が登記の主体となり得るか、申請の際に確認させていただきます。

(3) 物品等の管理について

支援金により購入した消耗品については、通常の活動において使用が可能な物等については明確に分けて管理をしていただく必要があります。事業終了後の残分につきましては、別の用途として適宜使用することも可能ですが、計画的に購入するなど、大量に余ることのないようご注意ください。

また、支援金により購入した備品については、事業実施年度以降についても、事業の趣旨に沿った適正な使用や管理をしていただく必要があります。

(4) 事業の進捗管理について

支援金は、単年度の事業であることから、事業は年度内に完了していただく必要があります。

このため、定期的に事業の進捗管理を行い、計画変更が生じる場合は速やかに地域振興局長の承認を受けるようにしてください。

適正な支出であることが、証拠書類から確認できない場合や不備がある場合には、補助を受けられない場合がありますので証拠書類等の管理には十分ご注意ください。

支援金支払い後においても、必要に応じて帳簿等の証拠書類や備品の管理等について確認をさせていただきます場合があります。証拠書類については、事業実施年度の翌年度から5年間整理保存してください。

事業の目的に反して使用された経費等が確認された場合、支援金を返還していただくことがありますのでご留意願います。